

2021年2月1日

日本病院会 会員病院 各位

一般社団法人 日本病院会

**「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版」
の策定について**

厚生労働省医政局より、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版」の策定につきまして、情報提供がございましたので会員病院の皆様に周知いたします。

なお、厚生労働省 HP 上に局長通知、事務連絡及びガイドライン等が掲載されていますので、あわせてご確認ください。

○医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000516275.html>

以上

医政発 0129 第 2 号
令和 3 年 1 月 29 日

一般社団法人日本病院会会長 殿

厚生労働省医政局長
(公印省略)

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5.1 版」の
策定について

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)は、平成 17 年 3 月 31 日「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律等の施行等について」(医政発第 0331009 号・薬食発第 0331020 号・保発第 0331005 号厚生労働省医政局長・厚生労働省医薬食品局長・厚生労働省保険局長連名通知)の別添として、個人情報保護に資する情報システムの運用管理、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)への適切な対応等について示したところである。

その後所要の改定を行い、平成 29 年 5 月にガイドライン第 5 版が策定されているところであるが、近年のサイバー攻撃の手法の多様化・巧妙化、情報セキュリティに関するガイドラインの整備、地域医療連携や医療介護連携等の推進、クラウドサービス等の普及等に伴い、医療機関等を対象とするセキュリティリスクが顕在化していることへの対応として、情報セキュリティの観点から医療機関等が遵守すべき事項等の規定を設けるなど所要の改定を行い、別添 1 のとおり「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5.1 版」を策定したので、貴職におかれては、御了知の上、貴会員等関係者に周知方願いたい。

また、すべての医療機関等の管理者にガイドラインの内容をご理解頂けるよう、別添 2 のとおり、「医療情報を安全に管理するために」(「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5 版」の策定について)(政統発第 0530 第 1 号厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)通知)の別添 2)を第 2.1 版として改定するとともに、別添 3 のとおり、ガイドラインの別冊用語集(「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 5 版」の策定について)(政統発第 0530 第 1 号厚生労働省政策統括官(統計・情報政策担当)通知)の別添 3)を改定したため、併せて周知方願いたい。

なお、このガイドライン等については厚生労働省ホームページへの掲載も予定しているので、念のため申し添える。